

国土交通労組に入って
処遇改善を勝ち取る

十一月五日、東海建設支部は局長交渉で、身上書の尊重を表明させ、ベテラン職員の処遇改善、二級係長の解消等処遇改善を求めました。

今年度定年退職予定者は六二名（詳細は左表参照）であり、このポストをベテラン職員優先に活用し、退職時誰でも六級の実現への足がかりを作ることが重要です。また、標準職務表にない二級係長を含め個別定数の改善で全ての職員の処遇改善が重要です。

ベテラン層の積極的昇任で
退職時六級、早期に五級を

今年度定年退職予定者のポストの内、課長級ポストは事務系一五、技術系四〇です。このポストに組合の要求する先任制（年功順）で昇任させれば、事務系で退職三年前、技術系は五年以上前の職員まで六級になれる課長級ポストに就けることが出来ます。

係長の四級昇格は以前四七歳だったのに四九歳まで遅れています。また、連絡調整事務所（注）の係長で無

退職予定者ポストと年次別ポスト

事務系		生年次				
職務階層	退職ポスト	60	61	62	63	64
課長級	5					
局課長級	10					
課長級	5	7	4	7	6	7
補佐級			2		2	
係長級					1	
係員級						7
合計	20	7	6	7	9	7
内課長級以上	15					

技術系		生年次				
職務階層	退職ポスト	60	61	62	63	64
局課長級	16					
課長級	24					
補佐級	0	2	5	6	8	3
係長級	2	1		3	3	2
係員級						
合計	42	3	5	9	11	5
内課長級以上	40					

（注）連絡調整事務所：全建労の運動で「地方出先機関」とされていた事務所の格付けを「府県単位機関相当」とさせ各県代表事務所の5部門（総務、工務、管理、用地、機械）の第4係長まで4級昇格が認められた。同時に重要事務所には4級係長が配置出来るようになった。

いために五〇歳を超えても三級のまま放置されている係長・専門員等も多くなります。現在、四級の係長を補佐級のポストに昇任させたり、四〇歳代後半の職員を積極的に昇任させることで四〇歳代後半の三級職員を無くすことも可能です。本人の希望や事情を尊重した上で、局長がどれだけベテラン職員の「処遇を念頭」においていた人事を行うかが問われています。交渉で局長は「皆さんの強い要求は伺った。確認しながら改善できるよう取り組む」と発言していますから、職場

でベテラン職員をはじめとした全ての職員の処遇改善を求める声を大きくし、事務所長、局長が回答を履行するよう追及を強めましょう。

職務給の原則を無視し
若手に負担を強いる当局

近年、出張所係長への昇任が早まり、各職場で二級のまま放置されている係長が増加しています。しかし、人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）では、係長は三級からの設定（右表参照）となっており、二級は主任、一般職員の級となっていています。人事院も「新任係長は二級もあり得る」としていますが、「何年も二級に留まらせることにはならない」と回答しています。

別表第六 在級期間表（第二十条関係）

イ 行政職俸給表（一）在級期間表

職務の級	在級年数
2級	3
3級	4
4級	4
5級	2
6級	2
7級	4
8級	3
9級	3
10級	3

また、同規則では、各級の最低在級期間を定めています（右下表参照）が、三級になるのに必要な在級期間は四年となっており、殆どの職員は昇格基準を満足していません。しかし、中部地整では係長ポストを埋めるために採用後間もない職員を係長昇任させてはいるものの、過去の昇格基準にとられ、昇格させていません。仕事は係長としての責任を負わせる一方で処遇は係員相当では割が合いません。職務給の原則に反しており、速やかな改善が必要です。

別表第一 標準職務表（第三条関係）
イ 行政職俸給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 定型的な業務を行う職務
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 本省、管区機関又は府県単位機関の係長又は困難な業務を処理する主任の職務 2 地方出先機関の相当困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する主任の職務 3 特定の分野についての特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務
4級	1 本省の困難な業務を分掌する係の長の職務 2 管区機関の課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 3 府県単位機関の特に困難な業務を分掌する係の長の職務 4 地方出先機関の課長の職務
5級	1 本省の課長補佐の職務 2 管区機関の困難な業務を処理する課長補佐の職務 3 府県単位機関の課長の職務 4 地方出先機関の長又は地方出先機関の困難な業務を所掌する課の長の職務
6級	1 本省の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 管区機関の課長の職務 3 府県単位機関の困難な業務を所掌する課の長の職務 4 困難な業務を所掌する地方出先機関の長の職務
7級	1 本省の室長の職務 2 管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長の職務 3 府県単位機関の長の職務
8級	1 本省の困難な業務を所掌する室の長の職務 2 管区機関の重要な業務を所掌する部の長の職務 3 困難な業務を所掌する府県単位機関の長の職務
9級	1 本省の重要な業務を所掌する課の長の職務 2 管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務
10級	1 本省の特に重要な業務を所掌する課の長の職務 2 重要な業務を所掌する管区機関の長の職務
備考	
1 この表において「本省」とは、府、省又は外局として置かれる庁の内部部局をいう。	
2 この表において「管区機関」とは、道府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局をいう。	
3 この表において「府県単位機関」とは、1府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関をいう。	
4 この表において「地方出先機関」とは、1府県の一部の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関をいう。	
5 この表において「室」とは、課に置かれる相当の規模を有する室をいう。	

何で係長なのに2級なの？ 専門職・係長の処遇はどうでも良いの？



おしえ てえや くん



にゃんと 先生

お なんて、係長を二級で放置しているの？
に 人事院との約束など制約があるんだろうけど、その制約を解消しようと思う思いが弱いからだろう。級別定数は概算要求期に人事

お 院が中心となって査定し、三月内閣に報告するんだ。その報告を集計したのが右表だけど、表の下の方に「地方出先機関」欄の「係長」っていうのがあるよね。この数値を見るとH二七当時二八〇だった二級定数はH三一では五二〇に倍増している。二級係長をなくそうって考えているならこんなことにはならないよね。
に 何故なんですか？
お 国家公務員の総人件費抑制圧力の中で査定官庁は、例年定数の切下げを行っている。一方、要求側は、新設ポストや既設ポストの切上げ要求を行う。要求側からすれば、切上げたいポストの定数を要求する一方で、切下げても良いポストを差し出し、全体として人件費バランスをとろうとするんだ。
お その結果が地方出先機関の係長の切り下げ？

に おそらくね。「共通」欄の「専門職」を含めそういうことだろう。
に 専門職でも二級なの？
お ここで言う専門職はスタッフポストのことなんだ。つまり、〇〇官〇専門員等を含んでいるんだ。
お なるほど。だからハ二級まであるんですね。
に 現状では専門員等や出張所係長の欠員が多いから処遇後退には繋がっていないかもしれないが、改善にはほど遠いよね。局長は「空ポストは必要なポスト」って言うているけど空きポストを全て埋めたら、出張所係長の四割弱は二級係長ってことになるでしょう。

に 課長以上は職務表以上評価専門職以下は職務表以下
に この表の各役職最上段に標準職務表で定められた級も表示している。二段書きになっているのは上段が
お 組合弱体は処遇後退に他省庁では労使協力で改善
お 何でこんな風になっちゃうの？

に さっきも言ったけど査定庁は定数の切下げを求めており、何もしなければ上位の定数は削減され処遇は後退する。全建労（国土交通労組の前身）が組織率を増やしていた頃は、事務所係長の四級やスタッフポストの増などで処遇改善が進んでいたけど組織率が低下し、職場での影響力が減少したから特に組織率が低い若年層の処遇に手を付けたんだろう。これまで「他省庁より一〇二級遅れ」って言うって運動をしてきたけど、近い将来、二級遅れは当たり前前の時代が来るかもしれない。
お え！。勘弁してよ。
に 他省庁のように組合が活動して、当局といっしょに定数改善を求めていかないと処遇は良くなならないってことですか。
に そういうことだ。他人任せではだめなんだ。

人事院の申出による整備局の級別定数

		10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
局長	職務表	重要	標準								
	H27	3									
	H28	3									
	H29	3									
	H30	3									
局次長	職務表	重要	標準								
	H27	53	8	1							
	H28	54	7	1							
	H29	54	7	1							
	H30	55	6	1							
局部長	職務表	重要	標準								
	H27	56	5	1							
	H28	56	5	1							
	H29	56	5	1							
	H30	56	5	1							
局課長	職務表	重要	標準								
	H27	3	332	26							
	H28	3	342	26							
	H29	3	345	26							
	H30	3	347	26							
局補佐	職務表	重要	標準								
	H27	53	8	1							
	H28	54	7	1							
	H29	54	7	1							
	H30	55	6	1							
局係長	職務表	重要	標準								
	H27	53	8	1							
	H28	54	7	1							
	H29	54	7	1							
	H30	55	6	1							
局主任	職務表	重要	標準								
	H27	53	8	1							
	H28	54	7	1							
	H29	54	7	1							
	H30	55	6	1							
事務所長	職務表	重要	標準								
	H27	26	53	62	136						
	H28	27	52	61	137						
	H29	28	53	59	136						
	H30	28	53	59	136						
同副所長	職務表	重要	標準								
	H27	21	542	20							
	H28	23	545	16							
	H29	24	543	25							
	H30	25	550	22							
同課長	職務表	重要	標準								
	H27	196	1145	503							
	H28	198	1138	483							
	H29	198	1132	470							
	H30	198	1139	460							
同係長	職務表	重要	標準								
	H27	190	3447	242							
	H28	182	3397	228							
	H29	182	3373	193							
	H30	182	3325	186							
同主任	職務表	重要	標準								
	H27	293	195								
	H28	293	183								
	H29	293	179								
	H30	288	178								
出張所長	職務表	重要	標準								
	H27	57	324	251							
	H28	57	329	246							
	H29	57	333	242							
	H30	57	336	239							
同係長	職務表	重要	標準								
	H27	57	330	234							
	H28	57	329	246							
	H29	57	333	242							
	H30	57	336	239							
同主任	職務表	重要	標準								
	H27	23	12								
	H28	23	12								
	H29	23	12								
	H30	23	12								
専門職	職務表	重要	標準								
	H27	38	113	504	923	2754	1497	59			
	H28	39	113	542	1007	2846	1292	72			
	H29	39	115	593	1061	2891	1061	83			
	H30	40	116	632	1098	2946	849	101			
技術職員	職務表	重要	標準								
	H27	40	117	642	1128	2903	749	115			
	H28	40	117	642	1128	2903	749	115			
	H29	40	117	642	1128	2903	749	115			
	H30	40	117	642	1128	2903	749	115			
一般職員	職務表	重要	標準								
	H27	868	94								
	H28	710	79								
	H29	609	85								
	H30	517	113								

職務表欄は標準職務表の記載内容(特重:特に重要、特固:特に困難、特高:特に高度)を表す。事務所の二段書きは上段:府県単位の場合、下段:地方出先機関の場合である。